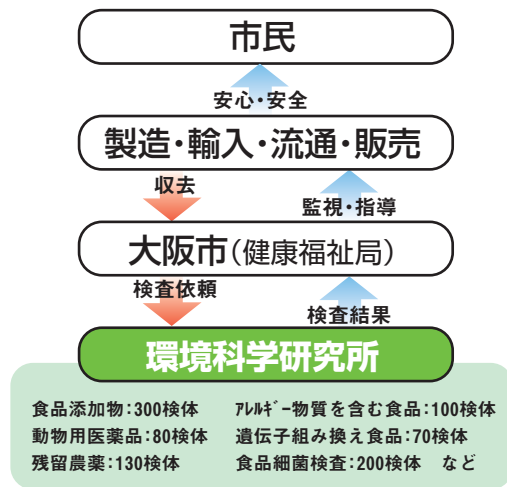


環境科学研究所の役割

大阪市は食品衛生監視指導計画を策定し、食品の安全性確保を図っています。この中で、環境科学研究所は、監視体制における「検査の拠点」としての役割を担っており、残留農薬や食品添加物などの検査を年間1000件程度実施しています。

違反食品の流通を防ぐための迅速な検査方法の開発や、より微量の農薬等が測定できる分析技術の研究開発、食品による健康被害が発生した場合の原因究明などは、単なる検査機関ではなく、様々な専門分野の研究者の集まった研究機関である研究所だからできる仕事です。



事例紹介(残留農薬の検査)

アンケートのように、特に残留農薬に不安を感じる方が多くおられます。今回は残留農薬をどのように規制しているのかをご紹介します。現在、残留農薬は食品衛生法でポジティブリスト制によって規制されています。

それ以前は、ネガティブリスト制という方法で規制されていましたが、この制度では基準値が決められていない農薬等が残留していても、その食品の流通を法的に規制できませんでした。そこでポジティブリスト制では、科学的データを基に農薬等を生涯摂取し続けても影響のない量を求め、その1/100まで食品への残留を認めることにして規制します。一方で、科学的データのないものは、人の健康を損なう恐れがない量(0.01ppm(1億分の1g))以下という一律基準によって規制しています。

ネガティブリストの時代には240種類の農薬等を測定すればよかったのですが、ポジティブリスト制では、800種類以上の農薬を測定することが必要になりました。そこで、環境科学研究所ではガスクロマトグラフ-質量分析計(GC/MS)や液体クロマトグラフ-質量分析計(LC/MS/MS)といった何百種類もの農薬を一回の分析で測ること(多成分一斉分析)が可能な測定装置を駆使して検査を行っています。

ネガティブリスト制

残留基準が定められているもの

約240種類の農薬と
26種類の動物用医薬品

残留基準を
超えて残留する
食品は流通禁止

残留基準がないもの

新開発の農薬は、残留基準が
決まるまではこちらになる

残留していても
流通を規制
できない



ポジティブリスト制

残留基準が定められているもの

約800種類の農薬・
動物用医薬品

残留基準を
超えて残留する
食品は流通禁止

残留基準がないもの

一律基準(人の健康を損なう
恐れのない量, 0.01ppm)で規制

(食品保健担当 萩原拓幸)